

三重県企業庁中勢水道事務所庁舎維持管理計画の策定に関する情報提供依頼（RFI）

1. 背景

当事務所は、建設後 20 年以上が経過しており、所内の建築設備の老朽化が進行し故障や不具合が生じています。今後、管理費のコスト高が見込まれ、予算の平準化を目的とした修繕や更新といった維持管理計画の策定が必要と考えています。

維持管理計画の策定を検討するに当たり、これまでに同様の計画を策定した実績や先進的な事例等をお持ちの事業者から幅広く情報提供を頂きたいと考え、以下のとおり情報提供依頼（RFI）を行います。

2. 目的

当事務所は、上記事項に対応すべく、維持管理計画の策定方法についての調査・検討を進めています。

本情報提供依頼（RFI）は、調査・検討を進めるに当たり、参考となる資料を収集するものです。

つきましては業務ご多忙中かと存じますが、当事務所の取組に対するご協力をお願い申し上げます。

3. 提案に係る条件

（1）計画の開始は令和 4 年度からとし、コストの平準化を目的とした 5～10 年間の短期計画及び 30 年～50 年間の中期計画の策定を検討しています。

これらの期間は、建物及び所内の建築設備の減価償却期間を想定しています。例えば、本庁舎の減価償却期間が 50 年であるため計画期間を最長 50 年としています。

（2）本庁舎の建設後 20 年が経過しており、所内建築設備の老朽化が進行していることから、計画を策定するに当たり、特に建築設備の劣化状況を考慮した内容の劣化診断が必要と考えています。

（3）庁舎維持管理に係る記録や台帳類が整備されていないため、新たに台帳の作成が必要となることを想定しています。

（4）当事務所が想定する計画策定スケジュールは別添資料（2）をご覧ください。

（5）当事務所の所在地や位置図は、三重県企業庁ホームページをご参照ください。

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/SUIDOC/HP/index.htm>

4. 情報提供依頼内容

以下のとおり、積極的なご提案を求めます。

(1) 策定に係る作業プロセス

当事務所で想定している作業プロセスは以下のとおりです。その他必要な作業プロセスがあれば提案してください。

ア 現地調査

本庁舎の図面や図書類の確認及びその他対象設備の洗い出し

イ 劣化診断

本庁舎及び対象設備の劣化診断

ウ 維持管理台帳の作成

計画策定に必要な基礎データとなる台帳の整備。

エ 中長期計画の策定

法定耐用年数やその他の事例を基にしたライフサイクルの策定

オ 短期計画の策定

中長期計画を基に、短期間の計画を策定しコストの平準化を図る

(2) 計画策定に係る策定スケジュール及び概算費用

上記の計画策定プロセスを外部委託した場合の工期及び概算費用

(3) 計画策定後の管理方法

適切な計画見直しのタイミングやその他計画書の管理方法についてご提案してください。

5. 提案手続について

(1) 対応窓口・書類提出先

三重県企業庁中勢水道事務所 経営課 担当：小坂

住所：〒515-2504 三重県津市一志町高野1996

電話：059-295-0200

メール：suidoc@pref.mie.lg.jp

(2) 提出資料

提出資料は、以下の提案を取りまとめた資料となります。

ア 策定に必要な作業プロセスの提案

イ 維持管理計画書のイメージの提案

ウ 策定スケジュールの提案

オ 概算費用の提案

カ 計画策定後の計画書管理方法の提案

(3) 提出様式

特段様式の指定はしていませんが、A 4 又は A 3 サイズの貴社の任意様式にてご提出ください。電子ファイルによる提出の場合は、PDF ではなく、MS Office 形式のままご提出ください。

(4) 提出期限

令和 2 年 10 月 16 日（金曜日）17 時まで

※期限延長を希望される場合は、あらかじめご連絡ください。

(5) 質疑応答

本件に係る質問、問い合わせについては、様式「別添資料（3）質問票」により原則として電子メールにてお願いします。

6. 注意事項

- (1) 本資料による情報提供依頼は、維持管理計画の策定方法を検討するための手段であって、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) ご提供いただいた情報・資料については、当組織内で配布等いたしますが、承諾なく他団体への配布等はいたしません。ただし、三重県情報公開条例（平成 11 年 10 月 15 日条例第 42 号）で定義する公文書になるため開示請求があった場合は、貴社へ確認（第三者照会）したうえで、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (3) 資料の提供に当たって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいで構いません。
- (4) ご提供いただいた情報・資料につきましては、返却いたしません。
- (5) ご提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせを行う場合があります。
- (6) 本情報提供書類作成にかかわる一切の費用については貴社でご負担ください。
- (7) 本件に係る当事務所からの全ての情報については、第三者に対して開示又は漏えいしないようお願いします。

以上